

令和6・7年度 経常建設共同企業体の入札参加資格審査申請要領

令和6・7年度に愛知県が発注する建設工事の経常建設共同企業体の入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

なお、この入札参加資格審査申請に基づく入札参加資格者名簿は、県関係団体（愛知県道路公社、愛知県住宅供給公社、公益財団法人愛知水と緑の公社、公益財団法人愛知県都市整備協会）が発注する建設工事に関する競争入札においても利用します。

1 申請者の要件

すべての構成員は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 申請する業種（専門工事を含む。）について、令和6・7年度の愛知県の建設工事入札参加資格を有すること。

なお、定時受付は、令和6年1月4日（木）から令和6年2月15日（木）までの間に単体の入札参加資格審査申請を行い、その参加資格を有している方を対象とします。随時受付は、上記の対象者のほか、令和6年4月1日（月）以降に単体の入札参加資格審査申請を行い、その参加資格を有している方を対象とします。

- (2) 申請する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査を受け、同法第27条の29第1項の規定に基づく総合評定値の記載のある次の通知を受けていること。

経常建設共同企業体の入札参加資格審査申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、入札参加資格審査申請日から遡って1年7か月以内の日を審査基準日（決算日）とするもの。

- (3) 愛知県内に建設業法上の主たる営業所を有すること。
- (4) 申請する業種について、建設業の許可を有してからの営業年数が経常建設共同企業体の入札参加資格審査申請日まで継続して**5年以上**あること（解体工事業については、建設業許可における経過措置期間（令和元年5月末まで）は、経過措置対象業者に限り、とび・土工工事業の許可期間も営業年数に含めます。）。
- (5) 入札参加資格審査申請日から遡って**2年間**に申請する業種に対応する工事について、元請（発注者から直接工事を請け負った方をいいます。）としての実績があること。
- (6) 申請する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者となることができる方がいること。（別紙1参照）
- (7) 他の経常建設共同企業体の構成員でないこと（登録業種が異なっている場合でも、2つ以上の経常建設共同企業体の構成員にはなれません。）。
- (8) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

2 共同企業体の構成

共同企業体の構成は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 企業体の代表者は、申請しようとする業種が格付けを行うものにあつては、構成員のうちで最上位等級に属する者の中から選定するものとする。ただし、申請しようとする業種が格付けを行わない業種のみである場合については、構成員のうち総合点数が最も高い者を代表者としなければなりません。
なお、申請する業種が複数ある場合においては、原則として、当該申請業種に格付けを行うものを含む場合にあつては、構成員のうちで格付けが最上位である申請業種が最も多い者の中から選定するものとする。また、格付けを行わない業種のみである場合については、構成員のうちで総合点数が最高点である申請業種が最も多い者を代表者とするものとする。
- (2) 申請する業種に等級区分がある場合にあつては、令和6・7年度の愛知県の建設工事入札参加資格において、申請する業種が同一等級又は直近等級に属する者の組み合わせであること。
- (3) 同一建設事務所管内に建設業法上の主たる営業所を有すること。
- (4) 3者以内で構成されていること。
- (5) 共同施工方式（甲型）の共同企業体であること。

3 申請の方法

(1) 受付期間

ア 定時受付

令和6年4月1日（月）から令和6年4月12日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 随時受付

令和6年5月7日（火）から令和8年1月30日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）

(2) 提出書類

「4 提出書類」のとおり。愛知県において定めた様式により作成してください。

(3) 提出部数

合計2部 正本1部
 副本1部（コピー可）

(4) 提出方法及び提出先

次の場所に原則として郵送（書留郵便又はレターパックプラス（赤）に限る。）により提出することとし、（1）の受付期間内に必着とする。

<提出先>

愛知県建設局土木部建設総務課契約第一グループ 入札参加資格審査担当
名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）

4 提出書類

No.	書類名	摘要
(1)	入札参加資格審査申請書	様式第1号
(2)	委任状	共同企業体の代表者に対し、その他の構成員が入札、見積り及び契約締結等に関する権限を委任したもの
(3)	経常建設共同企業体協定書の写し	協定期間が入札参加資格審査申請日以前から令和8年5月31日以降までであるもの
(4)	各構成員の総合評定値通知書の写し	建設業法第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査を受け、同法第27条の29第1項の規定に基づく総合評定値の記載のある次の通知書 経常建設共同企業体の入札参加資格審査申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、入札参加資格審査申請日から遡って1年7か月以内の日を審査基準日（決算日）とするもの
(5)	各構成員の建設業許可通知書の写し	申請業種について、建設業許可を有してからの営業年数が経常建設共同企業体の入札参加資格審査申請日まで継続して5年以上あること（最新の建設業許可通知書と前回の建設業許可通知書が必要で。）
(6)	あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の審査（格付）結果照会の画面を印刷したもの	令和6・7年度の入札参加資格に関するもの
(7)	総合点数の算定に必要となる書類の写し	① 入札参加資格審査申請時において、各構成員が名古屋保護観察所において協力雇用主としての登録を受け、同一の保護観察対象者等（更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に規定する保護観察中の者又は同法第85条及び第86条に規定する更生緊急保護の申出があった者をいう。以下同じ。）を継続して3か月以上雇用していることを名古屋保護観察所長が証明した書類（証明書の様式：愛知県労働局就業促進課ウェブページに掲載の「保護観察対象者等の雇用に関する証明書」） ② 入札参加資格審査申請時において、各構成員が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の規定による認定（くるみん認定又はトライくるみん認定）若しくは同法第15条の2の規定による認定（プラチナくるみん認定）を受けていること又は常時雇用する労働者の数が100人以下の者で同法第12条第4項の規定による届出をしていることが確認できる書類（すべての構成員がいずれかに該当している場合に提出してください。） ③ 入札参加資格審査申請時において、各構成員が建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者登録していることが確認できる書類（当該システムログイン後のトップメニューの画面印刷）
(8)	入札参加資格審査申請書受付整理票	申請内容について説明できる方の連絡先を記入してください。
(9)	切手	結果通知を送付するため、25g以内の定形郵便物を送付できる切手を提出してください。

（注）（1）から（8）までについては、A4版で作成してください。

なお、上記の提出書類で、「1 申請者の要件」を確認することができない場合は、確認できる書類を提出してください。

また、申請書控え（副本）の返却を希望する場合は、上記の提出書類に加えて、切手を貼付した返信用の封筒を提出してください。

5 資格審査及び登録時期

資格審査は、申請者の要件を満たしていることを審査し、有資格者は、別紙2「経常建設共同企業体の資格を定める場合の総合点数の算定について」に基づき、別紙3「経常建設共同企業体の経営事項評価点数の計算方法」に基づき算定した経営事項評価点数と、希望する業種ごとに工事成績評価点数等からなる成績評価点数により総合点数を算定するとともに、土木、建築等の等級区分を設定している業種については、算定した総合点数によりいずれかの等級に格付けします。

6 有資格者の登録及び結果通知

有資格者の登録は次のとおり行い、その結果を代表構成員に通知します。

(1) 定時受付分（令和6年4月1日（月）から令和6年4月12日（金）までの受付）
令和6年5月7日（火）に登録し、その結果を代表構成員に通知します。

(2) 随時受付分（令和6年5月7日（火）以降の受付）

入札参加資格審査申請日（申請書が県に到達した日）の属する月の翌々月の最初の県庁開庁日に登録し、その結果を代表構成員に通知します。

詳しくは、申請時に問い合わせ先までご確認ください。

7 資格の有効期限

入札参加資格決定の日から令和8年3月31日まで有効とします。

ただし、令和8年4月1日以降、新たに入札参加資格を決定するまでの間、従前の入札参加資格は、その効力を有します。

《問い合わせ先》

愛知県建設局土木部建設総務課契約第一グループ（愛知県庁本庁舎6階南側）

電話 052-954-6608

《申請書記入要領》

申請内容や添付書類、申請時の説明など、申請に際しては、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は、指名停止措置や入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。

有効期限内に、申請を希望する業種を新たに追加される場合には、変更等届（様式第1号の3）によらず、改めて申請書（様式第1号）等を提出してください。また、申請書中、1、4、6については、新たに追加希望する業種に関してのみを記載してください。

第1 入札参加資格審査申請書（様式第1号）

1 共同企業体の名称は（企）と略号を使用しないで〇〇経常建設共同企業体と記入してください。

2 所在地、商号又は名称、代表者職氏名欄はゴム印でも構いません。

3 許可番号は、大臣・知事及び般・特については該当するものを○で囲み、国土交通大臣許可は「00」、愛知県知事許可は「23」を記入してください。

また、「般特（□□）」欄は最新の許可年度を、「第□□□□□□号」欄は許可番号をそれぞれ右詰めで記入し、左余白は「0」で埋めてください。

4 J V総職員数には、申請日現在において各構成員の常時雇用している従業員数の合計を記入してください。

なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額の給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいいます。

5 県への登録には、申請する企業体（構成員が同一であること）が、平成10～令和5年度において愛知県に申請をしている場合は登録済を、初めて申請する場合は新規を○で囲んでください。

また、有効期限内に、申請を希望する業種を新たに追加される場合には、業種追加を○で囲んでください。

共同企業体申請番号は、平成15年5月1日以降に登録された方については、入札参加資格の結果通知書に記載がありますので、その番号を記入してください。

6 「1 申請を希望する業種等」

令和6・7年度の愛知県の建設工事入札参加資格について、各構成員が共通して資格を有している業種のうち希望する業種の略号（申請書別表1参照）を○で囲んでください。

土木、とび・土工又は塗装工事業を希望された申請者のうち、申請書別表2に掲げる工事内容の施工が可能でかつそれらの業種を希望される方はその略号を○で囲んでください。

7 「2 国家資格技術職員数」、「3 監理技術者資格者証所持者数」

国家資格技術職員数及び監理技術者資格者証所持者数の人数は、申請日現在において共同企業体構成員ごとの人数を記入してください。1人で複数の資格を有する方につい

ては、該当する資格欄のすべてにカウントし、延べ人数を記入してください。ただし、1級〇〇・2級〇〇については上位のもののみを記入してください。

8 「4 愛知県との指名・契約実績」

申請を希望する業種について、指名・契約実績を記入してください。

申請日から遡って2年以内に、愛知県から同じ構成員による経常建設共同企業体として受けた指名・契約実績がある場合は「1」、そうでない場合は「2」を記入してください。（契約実績が「1」の方は、指名通知を受けた実績も「1」としてください。）愛知県の外郭団体である公社等からの指名・契約実績は除きます。

※ 愛知県から指名通知を受けた実績とは、以下のいずれかの場合をいいます。

- ・指名通知を受けた実績
- ・見積通知を受けた実績
- ・一般競争入札（事前審査方式）において、参加資格有りとして認められた実績
- ・事後審査方式一般競争入札で落札者となった実績（落札者以外の方は、指名通知を受けた実績とは認められません。）

9 「5 共同企業体構成員の状況」

申請時において、次の（1）から（14）までの項目について、共同企業体全ての構成員が該当する場合には「1」を、そうでない場合は「2」を記入してください。

（1）「①建設業労働災害防止協会」

労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）に基づき設立された団体へ加入されている場合。

（照会先：建設業労働災害防止協会愛知県支部〔電話052-242-4441〕）

（2）「②建設業退職金共済制度」

中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づき創設された勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業に加入されている場合。

（照会先：勤労者退職金共済機構建設業退職金共済愛知県支部〔電話052-243-0871〕）

（3）「③県との公共土木施設防災安全協定締結状況」

愛知県と「愛知県公共土木施設防災安全協定」を締結し、年間を通じて「巡視業務及び災害応急工事」、「緊急維持修繕工事」及び「道路雪氷対策業務」の実施体制を敷いている場合であって、当該協定により共通して実施する締結業務等がある場合。

（4）「④自動車エコ事業所の認定」

自動車エコ事業所認定制度実施要項第4第1項の規定により「自動車エコ事業所」の認定を受けている場合。

（5）「⑤障害者の雇用義務の達成」

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者の雇用義務を達成し、同法第43条第7項に規定する報告をしている場合又は同法に基づく報告義務のない者で障害者（同法における障害者雇用率算定上の障害者の範囲に該当する者に限る。）を雇用している場合。

(6) 「⑥協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用」

協力雇用主としての登録を受け、同一の保護観察対象者等を継続して3か月以上雇用している場合。

(7) 「⑦障害者就労施設等からの調達実績」

障害者就労施設等からの調達実績（当該年度又は前年度）について、愛知県福祉局福祉部障害福祉課の証明を受けている場合。

(8) 「⑧愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録」

「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録を受けている場合。

(9) 「⑨あいっこ家庭教育応援企業への賛同」

「あいっこ家庭教育応援企業」賛同書を提出し、応援企業ナンバーを取得している場合。

(10) 「⑩くるみん認定（トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定を含む）」

次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定（くるみん認定又はトライくるみん認定）若しくは同法第15条の2の規定による認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合又は常時雇用する労働者の数が100人以下の者で同法第12条第4項の規定による届出をしている場合。

(11) 「⑪愛知県休み方改革マイスター企業の認定」

「愛知県休み方改革マイスター企業」の認定を受けている場合。

(12) 「⑫エコモビリティライフの推進」

「あいちエコモビリティライフ推進協議会」に加入しており、かつ、エコ通勤優良事業所認証実施要綱第3条に規定する「エコ通勤優良事業所」の認証を受けている場合。

(13) 「⑬健康づくりの推進」

「愛知県健康経営推進企業」の登録を受けている場合。

(14) 「⑭建設キャリアアップシステムの登録」

建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者登録をしている場合。

10 「6 各構成員の元請工事实績」

(1) 申請日から遡って2年間に各構成員それぞれが元請（発注者から直接工事を請け負った方をいいます。）として契約した主な実績を記入してください。その際、愛知県と契約した実績は優先的に記入してください。なお、構成員ごとに必ず1つは申請する業種に対応する元請工事を記入してください。

※ 1構成員でも元請工事实績のない業種については申請できません。

(2) 記載順序は以下のとおりとしてください。

順位	注文者	摘要
1	愛知県	愛知県と契約した工事のうちから、主なものを契約日の新しいものから順に記載してください。
2	愛知県以外の官公庁 (独立行政法人、公社等を含む)	愛知県以外の官公庁と契約した工事のうちから、主なものを契約日の新しいものから順に記載してください。

3	その他の注文者	民間等との契約実績のうちから、主なものを記載してください。
---	---------	-------------------------------

- (3) 工事实績の件数が、7件を超える場合は必ず7件記載してください。また、7件に満たない場合は全部を記載してください。
- (4) 「発注者」欄には、愛知県と契約したものについては局名又は事務所名を、愛知県以外の官公庁の場合は官公庁名を、民間等の工事の場合は会社名等を記載してください。
- (5) 「業種（略号）」欄には、「1 申請を希望する業種」を略号で記入してください。
- (6) 「工事名」欄には、契約書の工事名称を記載することとしますが、工事内容がわかりにくい場合は、工事内容が容易に判別できるように固有名称等を含め具体的に記入してください。
- (7) 「工事場所（都道府県名）」欄には、都道府県名を記入してください。
- (8) 「請負代金額（千円）」は、消費税込みの金額を記入してください。

〔申請後における変更等の届出要領〕

経常建設共同企業体の申請書を提出された方で、次に掲げる事項に変更等があったとき又は解散したときは、変更等届（様式第1号の3）を提出してください。

1 届出を必要とする変更事項

変更等事項	備 考
1 各構成員の営業所の商号又は名称	添付書類は必要ありません。 なお、1～3については、単体の変更を別途電子申請により行ってください。
2 各構成員の営業所の所在地又は電話番号 FAX番号、Eメールアドレス	
3 各構成員の代表者の職名又は氏名	
4 解散及び登録業種の取り下げ	

2 提出先及び提出部数

(1) 提出先

①郵送の場合

愛知県建設局土木部建設総務課契約第一グループ 入札参加資格審査担当
名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）

②持参の場合

愛知県建設局土木部建設総務課契約第一グループ（愛知県庁本庁舎6階南側）

(2) 提出部数

合計2部 正本1部（「変更等届（様式第1号の3）」）

副本1部（「変更等届（様式第1号の3）」、コピー可）

※郵送により提出した場合で、変更等届の控え（副本）の返却を希望する場合は、切手を貼付した返信用の封筒を同封してください。

[別紙1]

建設業の種類	国家資格等	施工管理技士	技術士	建築士	技能士	電気工事士	電気主任技術者	電気通信主任技術者	消防設備士	給水装置工事主任技術者	地すべり防止工事	基礎くい工事	建設設備士	計装	解体工事	体事
土木工事業		○	○													
建築工事業		○		○												
とび・土工工事業		○	○		○						○	○				
電気工事業		○	○			○	○						○	○		
管工事業		○	○		○					○			○	○		
鋼構造物工事業		○	○	○ <small>一級のみ</small>	○											
舗装工事業		○	○													
しゅんせつ工事業		○	○													
塗装工事業		○			○											
防水工事業		○			○											
内装仕上工事業		○		○	○											
機械器具設置工事業			○													
電気通信工事業			○					○								
造園工事業		○	○		○											
さく井工事業			○		○						○					
建具工事業		○			○											
水道施設工事業		○	○													
消防施設工事業									○							
清掃施設工事業			○													
解体工事業		○	○		○						○					○

(注) 1 ○は、左の建設業の種類に該当する国家資格等であることを表します。

2 施工管理技士：建設業の種類に対応する各資格は次のとおりです。

- 1・2級建設機械施工管理技士（土、と、舗、解）
- 1級土木施工管理技士（土、と、鋼、舗、浚、塗、水、解）
- 2級土木施工管理技士〔土木〕（土、と、鋼、舗、浚、水、解）
- 2級土木施工管理技士〔鋼構造物塗装〕（塗）
- 2級土木施工管理技士〔薬液注入〕（と、解）
- 1級建築施工管理技士（建、と、鋼、塗、防、内、具、解）
- 2級建築施工管理技士〔建築〕（建、解）
- 2級建築施工管理技士〔躯体〕（と、鋼、解）
- 2級建築施工管理技士〔仕上げ〕（塗、防、内、具）
- 1・2級電気工事施工管理技士（電）
- 1・2級管工事施工管理技士（管）
- 1・2級造園施工管理技士（園）

- 3 技能士：2級は、合格後3年以上の実務経験が必要
- 4 電気工事士：第2種は、交付後3年以上の実務経験が必要
- 5 電気主任技術者：交付後5年以上の実務経験が必要
- 6 電気通信主任技術者：交付後5年以上の実務経験が必要
- 7 給水装置工事主任技術者：交付後1年以上の実務経験が必要
- 8 地すべり防止工事：合格後1年以上の実務経験が必要
- 9 建築設備士：資格取得後1年以上の実務経験が必要
- 10 計装：合格後1年以上の実務経験が必要

[別紙2]

経常建設共同企業体の資格を定める場合の総合点数の算定について

1 総合点数については、次の式により経営事項評価点数及び成績評価点数の合計で評価します。

$$\text{総合点数} = \text{経営事項評価点数} + \text{成績評価点数}$$

なお、総合点数については入札参加資格者名簿登録時に決定し、資格の有効期限まで有効とし、原則として再認定は行いません。

2 経営事項評価点数について

経営事項評価点数については、各構成員の総合評定値通知書の内容から、建設業法第27条の29の規定に基づく総合評定値の算出方法により算出します（小数点第1位四捨五入）。ただし、「経営規模（年間平均完成工事高、自己資本額及び利益額）」、「経営状況に係る評点」、「元請完成工事高及び技術職員数」及び「その他の審査項目（社会性等）」に係る評点は、次のとおり取り扱います。

- (1) 経営規模は、各構成員の建設工事の業種ごとの年間平均完成工事高、自己資本額及び利益額のそれぞれの和を用いる。
- (2) 経営状況に係る評点は、各構成員について算出される経営状況の評定の平均値を用いる。
- (3) 元請完成工事高及び技術職員数は、許可を受けた建設業の業種ごとに算出した各構成員の元請完成工事高の和及び技術職員数の和を用いて算出する。
- (4) その他の審査項目（社会性等）に係る評点は、各構成員について算出されるその他の審査項目（社会性等）の評定の平均値を用いる。

3 成績評価点数の算出について

成績評価点数については、各経常建設共同企業体の次の各項目を下記の方法により算出した点数を合計したものとします。

$$\begin{aligned} \text{成績評価点数} &= \text{工事成績評定点数} + \text{優良工事表彰点数} + \text{地域貢献点数} \\ &\quad + \text{社会的取組評価点数} + \text{建設キャリアアップシステム登録状況点数} \\ &\quad - \text{指名停止等経歴点数} \end{aligned}$$

(1) 工事成績評定点数

関係6局庁（建設局、都市・交通局、建築局、農業水産局、農林基盤局及び企業庁）が発注した工事のうち、平成30・令和元・2・3・4年度に完了した最終契約金額250万円以上の工事について、業種ごとに同じ構成員による経常建設共同企業体の工事成績の平均点を求め、次式により算定した工事成績評定点数を付与します。

$$\text{工事成績評定点数} = (\text{工事成績の平均点} - 65) \times 6$$

※「解体工事業」の工事成績評定点数については、次のとおりとします。

- ・平成30年度に完了した工事については、「とび・土工工事業」の工事成績を対象とします。
- ・令和元・2・3・4年度に完了した工事については、「とび・土工工事業」で受注した解体工事及び「解体工事業」の工事成績を対象とします。

※「とび・土工工事業」の工事成績評定点数については、令和元・2・3・4年度に完了した工事のうち解体工事の工事成績は対象としません。

(2) 優良工事表彰点数

令和元・2・3・4・5年度において、同じ構成員による経常建設共同企業体が建設工事の優良工事に関する愛知県知事表彰又は企業庁長表彰を受けた場合、表彰1件につき、10点を付与します。(ただし、各年度における最大付与点数は、10点とします。)

(3) 地域貢献点数

入札参加資格審査申請時において、すべての構成員が愛知県と「愛知県公共土木施設防災安全協定」を締結し、年間を通じて「巡視業務及び災害応急工事」、「緊急維持修繕工事」及び「道路雪氷対策業務」の実施体制を敷いている場合は、当該協定によりすべての構成員が共通して実施する当該締結業務等の数に応じて加点します。当該締結業務等の数が1つの場合10点、2つの場合20点、3つの場合30点を付与します。

(4) 社会的取組評価点数

入札参加資格審査申請時において、次のアからコまでのいずれかの項目をすべての構成員が満たしている場合は、1項目につき10点を付与します(ただし、最大付与点数は、50点とします。)。

ア 自動車エコ事業所の認定

自動車エコ事業所認定制度実施要綱第4第1項の規定により「自動車エコ事業所」の認定を受けていること。

イ 障害者の雇用義務の達成

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者の雇用義務を達成し、同法第43条第7項の規定による報告をしていること又は同法に基づく報告義務のない者で障害者(同法における障害者雇用率算定上の障害者の範囲に該当する者に限る。)を雇用していること。

ウ 協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用

協力雇用主としての登録を受け、同一の保護観察対象者等を継続して3か月以上雇用していること。

エ 障害者就労施設等からの調達実績

障害者就労施設等からの調達実績(当該年度又は前年度)について、愛知県福祉局福祉部障害福祉課の証明を受けていること。

オ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録

「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録を受けていること。

カ あいちっこ家庭教育応援企業への賛同

「あいちっこ家庭教育応援企業」賛同書を提出し、応援企業ナンバーを取得していること。

キ くるみん認定(トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定を含む)

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条の規定による認定(くるみん認定又はトライくるみん認定)若しくは同法第15条の2の規定による認定(プラチナくるみん認定)を受けていること又は常時雇用する労働者の数が100人以下の者で同法第12条第4項の規定による届出をしていること。

ク 愛知県休み方改革マイスター企業の認定

「愛知県休み方改革マイスター企業」の認定を受けていること。

ケ エコモビリティライフの推進

「あいちエコモビリティライフ推進協議会」に加入しており、かつ、エコ通勤優良事業所認証実施要綱第3条に規定する「エコ通勤優良事業所」の認証を受けていること。

コ 健康づくりの推進

「愛知県健康経営推進企業」の登録を受けていること。

社会的取組評価項目の詳細につきましては、以下の連絡先へお問い合わせください。

項目名	所管部署等	電話番号
ア 自動車エコ事業所の認定	愛知県環境局地球温暖化対策課 自動車環境グループ	052-954-6217
イ 障害者の雇用義務の達成	愛知県労働局就業促進課 高齢者・障害者雇用対策グループ	052-954-6367
ウ 協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用	愛知県労働局就業促進課 高齢者・障害者雇用対策グループ	052-954-6367
エ 障害者就労施設等からの調達実績	愛知県福祉局福祉部障害福祉課 業務・調整グループ	052-954-6294
オ 愛知県ファミリーフレンドリー企業の登録	愛知県労働局労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループ	052-954-6360
カ あいちっこ家庭教育応援企業への賛同	愛知県教育委員会事務局教育部 あいちの学び推進課 家庭教育・地域連携支援グループ	052-954-6780
キ くるみん認定（トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定を含む）	愛知県労働局労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループ	052-954-6360
ク 愛知県休み方改革マイスター企業の認定	愛知県労働局労働福祉課 労使関係グループ	052-954-6361
ケ エコモビリティライフの推進	愛知県都市・交通局交通対策課 モビリティサービス推進グループ	052-954-6125
コ 健康づくりの推進	愛知県保健医療局健康医務部健康対策課 健康づくりグループ	052-954-6269

(5) 建設キャリアアップシステム登録状況点数

建設キャリアアップシステム（CCUS）にすべての構成員が事業者登録をしている場合は、10点を付与します。

(6) 指名停止等経歴点数

関係6局庁（建設局、都市・交通局、建築局、農業水産局、農林基盤局及び企業庁）が同じ構成員による経常建設共同企業体に対し、令和3年10月1日から令和5年9

月30日までの過去2年間に措置した「愛知県建設工事等指名停止取扱要領」に基づく指名停止並びに「愛知県建設局・都市・交通局・建築局共同企業体取扱要領」に基づく入札参加資格の登録の取消し及び制限に係る期間の月数の合計月数（1か月未満は1か月とする。）に対して1か月当たり5点を減点します。

[別紙3]

経常建設共同企業体の経営事項評価点数の計算方法

各構成員の総合評定値通知書の内容から、下記1から5により算出した評点を次の計算式に当てはめ、経営事項評価点数を算出します。(小数点第1位四捨五入)

$$\text{経営事項評価点数} = 0.25 \times X_1 + 0.15 \times X_2 + 0.2 \times Y + 0.25 \times Z + 0.15 \times W$$

記

1 建設工事の業種別年間平均完成工事高の評価 (X₁)

各構成員の建設工事の業種別の年間平均完成工事高の合計を「表A」に当てはめる。

2 自己資本額及び平均利益額の評点 (X₂)

- (1) 各構成員の自己資本額の合計を「表B」に当てはめ、自己資本額の評点を算出する。
- (2) 各構成員の平均利益額の合計を「表C」に当てはめ、平均利益額の評点を算出する。
- (3) (1)及び(2)により算出した数値の合計を2で除した数値(小数点以下切り捨て)を評点とする。

3 経営状況分析の評点 (Y)

各構成員の経営状況分析の評点の平均(小数点第1位四捨五入)を評点とする。

4 建設工事の業種別の元請完成工事高及び技術職員数の評点 (Z)

- (1) 総合評定値通知書の業種別技術職員数欄の「講習受講」欄の人数を1人6点、「1級」欄の人数から「講習受講」欄の人数を差し引いた人数を1人5点、「基幹」欄の人数を1人3点、「2級」欄の人数を1人2点、「その他」欄の人数を1点として合計(技術職員数値)を算出し、各構成員の技術職員数値の合計を「表D」に当てはめる。
- (2) 各構成員の建設工事の業種別の元請完成工事高の合計を「表E」に当てはめる。
- (3) (1)で求めた値に5分の4を乗じた値と(2)で求めた値に5分の1を乗じた値を合計する(小数点以下切り捨て)。

5 その他の審査項目(社会性等)の評点 (W)

各構成員のその他の審査項目(社会性等)の評点の平均(小数点第1位四捨五入)を評点とする。

<評点算出表>

表A：建設工事の種類別年間平均工事高の評価テーブル

許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均工事高	点数
1,000億円以上	2,309
800億円以上 1,000億円未満	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$
600億円以上 800億円未満	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$
500億円以上 600億円未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$
400億円以上 500億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
300億円以上 400億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,561$
250億円以上 300億円未満	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$
200億円以上 250億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
150億円以上 200億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
120億円以上 150億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$
100億円以上 120億円未満	$62 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,165$
80億円以上 100億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,155$
60億円以上 80億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,211$
50億円以上 60億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
40億円以上 50億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
30億円以上 40億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,059$
25億円以上 30億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 903$
20億円以上 25億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 963$
15億円以上 20億円未満	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 975$
12億円以上 15億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 893$
10億円以上 12億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 811$
8億円以上 10億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 816$
6億円以上 8億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 868$
5億円以上 6億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 793$
4億円以上 5億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 748$
3億円以上 4億円未満	$42 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 716$
2億5,000万円以上 3億円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 698$
2億円以上 2億5,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 678$
1億5,000万円以上 2億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 654$
1億2,000万円以上 1億5,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 626$
1億円以上 1億2,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 616$
8,000万円以上 1億円未満	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 601$
6,000万円以上 8,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 577$
5,000万円以上 6,000万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 565$
4,000万円以上 5,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 550$
3,000万円以上 4,000万円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 530$
2,500万円以上 3,000万円未満	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 524$
2,000万円以上 2,500万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 509$
1,500万円以上 2,000万円未満	$20 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 493$
1,200万円以上 1,500万円未満	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 483$
1,000万円以上 1,200万円未満	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 473$
1,000万円未満	$131 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 397$

※点数に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。

表B：自己資本額の評価テーブル

自己資本の額又は平均自己資本額	点数
3,000億円以上	2,114
2,500億円以上 3,000億円未満	$63 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,736$
2,000億円以上 2,500億円未満	$73 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,686$
1,500億円以上 2,000億円未満	$91 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,614$
1,200億円以上 1,500億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000,000 + 1,557$
1,000億円以上 1,200億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,503$
800億円以上 1,000億円未満	$61 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,463$
600億円以上 800億円未満	$75 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,407$
500億円以上 600億円未満	$46 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,356$
400億円以上 500億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,321$
300億円以上 400億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,269$
250億円以上 300億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,233$
200億円以上 250億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,193$
150億円以上 200億円未満	$57 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,153$
120億円以上 150億円未満	$42 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000,000 + 1,114$
100億円以上 120億円未満	$33 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,084$
80億円以上 100億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,054$
60億円以上 80億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,022$
50億円以上 60億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 989$
40億円以上 50億円未満	$34 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 964$
30億円以上 40億円未満	$41 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 936$
25億円以上 30億円未満	$25 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$
20億円以上 25億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 889$
15億円以上 20億円未満	$36 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 861$
12億円以上 15億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 300,000 + 834$
10億円以上 12億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 816$
8億円以上 10億円未満	$24 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 801$
6億円以上 8億円未満	$30 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 777$
5億円以上 6億円未満	$18 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 759$
4億円以上 5億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 744$
3億円以上 4億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 720$
2億5,000万円以上 3億円未満	$15 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 711$
2億円以上 2億5,000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 691$
1億5,000万円以上 2億円未満	$23 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 675$
1億2,000万円以上 1億5,000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000 + 664$
1億円以上 1億2,000万円未満	$13 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 650$
8,000万円以上 1億円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 635$
6,000万円以上 8,000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 623$
5,000万円以上 6,000万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 614$
4,000万円以上 5,000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 599$
3,000万円以上 4,000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 591$
2,500万円以上 3,000万円未満	$10 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 579$
2,000万円以上 2,500万円未満	$12 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 569$
1,500万円以上 2,000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 561$
1,200万円以上 1,500万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000 + 548$
1,000万円以上 1,200万円未満	$8 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000 + 544$
1,000万円未満	$223 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 361$

※点数に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。

計算例

項目	構成員				合計	評点
	A社	B社	C社	合計		
種類別年間平均完成工事高	(千円) 123,456	(千円) 98,765	(千円) 78,321	(千円) 300,542		X_1 842
自己資本額	(千円) 24,264	(千円) 12,345	(千円) 9,876	(千円) 46,485	自己資本額評点 664	X_2 643
平均利益額	(千円) 3,900	(千円) 4,599	(千円) 1,202	(千円) 9,701	利益額評点 622	
経営状況分析の評点	852	693	741	左の平均を小数点第1位四捨五入		Y 762
種類別技術職員数の評点	20	13	7	40	技術職員評点 左に0.8を乗じた値 Z_1 885 708	Z 894
種類別元請完成工事高	(千円) 23,456	(千円) 98,055	(千円) 73,932	(千円) 195,443	元請完成工事高評点 左に0.2を乗じた値 Z_2 930 186	
その他の審査項目の評点	755	545	500	左の平均を小数点第1位四捨五入		W 600

X_1 ：合計を表Aに当てはめ、 X_1 の評点＝842・・・⑬

X_2 ：自己資本額合計を表Bに当てはめ、664
平均利益額合計を表Cに当てはめ、622
(664+622) ÷ 2 = 643

Z_1 ：種類別技術職員数の評点は、経営事項審査結果通知書の技術職員欄の「講習受講」欄の人数を1人6点、「1級」欄の人数から「講習受講」欄の人数を差し引いた人数を1人5点、「基幹」欄の人数を1人3点、「2級」欄の人数を1人2点、「その他」欄の人数を1点として算出した各構成員の数値を合計し、表Dに当てはめる。

Z ： Z_1 に0.8を乗じた値と、 Z_2 に0.2を乗じた値を足す。

経営事項評価点数＝0.25 X_1 + 0.15 X_2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W
(合計値を小数点第1位四捨五入)

経営事項評価点数＝0.25 × 842 + 0.15 × 643 + 0.2 × 762 + 0.25 × 894 + 0.15 × 600＝773
(合計値を小数点第1位四捨五入)

表C：平均利益額の評価テーブル

平均利益額		点数
300億円以上		2,447
250億円以上	300億円未満	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$
200億円以上	250億円未満	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$
150億円以上	200億円未満	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$
120億円以上	150億円未満	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$
100億円以上	120億円未満	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$
80億円以上	100億円未満	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$
60億円以上	80億円未満	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$
50億円以上	60億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$
40億円以上	50億円未満	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$
30億円以上	40億円未満	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$
25億円以上	30億円未満	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$
20億円以上	25億円未満	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$
15億円以上	20億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$
12億円以上	15億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$
10億円以上	12億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$
8億円以上	10億円未満	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$
6億円以上	8億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$
5億円以上	6億円未満	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$
4億円以上	5億円未満	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$
3億円以上	4億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$
2億5,000万円以上	3億円未満	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$
2億円以上	2億5,000万円未満	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$
1億5,000万円以上	2億円未満	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$
1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$
1億円以上	1億2,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$
8,000万円以上	1億円未満	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$
6,000万円以上	8,000万円未満	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$
5,000万円以上	6,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
4,000万円以上	5,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
3,000万円以上	4,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$
2,500万円以上	3,000万円未満	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$
2,000万円以上	2,500万円未満	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$
1,500万円以上	2,000万円未満	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$
1,200万円以上	1,500万円未満	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$
1,000万円以上	1,200万円未満	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$
	1,000万円未満	$78 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 547$

※点数に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表D：技術職員数の評価テーブル

技術職員数値		点数
15,500以上		2,335
11,930以上	15,500未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 3,570 + 2,065$
9,180以上	11,930未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,750 + 1,998$
7,060以上	9,180未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,120 + 1,939$
5,430以上	7,060未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,630 + 1,876$
4,180以上	5,430未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,250 + 1,808$
3,210以上	4,180未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 970 + 1,747$
2,470以上	3,210未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 740 + 1,686$
1,900以上	2,470未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 570 + 1,624$
1,460以上	1,900未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 440 + 1,558$
1,130以上	1,460未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 330 + 1,488$
870以上	1,130未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 260 + 1,434$
670以上	870未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 200 + 1,367$
510以上	670未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 160 + 1,318$
390以上	510未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 120 + 1,247$
300以上	390未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 90 + 1,183$
230以上	300未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 70 + 1,119$
180以上	230未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 50 + 1,040$
140以上	180未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 40 + 984$
110以上	140未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 30 + 907$
85以上	110未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 25 + 860$
65以上	85未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 20 + 810$
50以上	65未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 15 + 742$
40以上	50未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
30以上	40未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
20以上	30未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 636$
15以上	20未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 508$
10以上	15未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 511$
5以上	10未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 509$
	5未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 510$

※点数に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。

表E：元請完成工事高の評価テーブル

許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高		点数
1,000億円以上		2,865
800億円以上	1,000億円未満	$119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$
600億円以上	800億円未満	$145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$
500億円以上	600億円未満	$87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$
400億円以上	500億円未満	$104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$
300億円以上	400億円未満	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$
250億円以上	300億円未満	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$
200億円以上	250億円未満	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$
150億円以上	200億円未満	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$
120億円以上	150億円未満	$81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$
100億円以上	120億円未満	$63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$
80億円以上	100億円未満	$75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$
60億円以上	80億円未満	$92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$
50億円以上	60億円未満	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$
40億円以上	50億円未満	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$
30億円以上	40億円未満	$79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$
25億円以上	30億円未満	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$
20億円以上	25億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$
15億円以上	20億円未満	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$
12億円以上	15億円未満	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$
10億円以上	12億円未満	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$
8億円以上	10億円未満	$47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$
6億円以上	8億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$
5億円以上	6億円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$
4億円以上	5億円未満	$40 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$
3億円以上	4億円未満	$51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$
2億5,000万円以上	3億円未満	$30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$
2億円以上	2億5,000万円未満	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$
1億5,000万円以上	2億円未満	$45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$
1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$
1億円以上	1億2,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$
8,000万円以上	1億円未満	$29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$
6,000万円以上	8,000万円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$
5,000万円以上	6,000万円未満	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$
4,000万円以上	5,000万円未満	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 610$
3,000万円以上	4,000万円未満	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 594$
2,500万円以上	3,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 573$
2,000万円以上	2,500万円未満	$23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 553$
1,500万円以上	2,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 533$
1,200万円以上	1,500万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 522$
1,000万円以上	1,200万円未満	$16 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 502$
	1,000万円未満	$341 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 241$

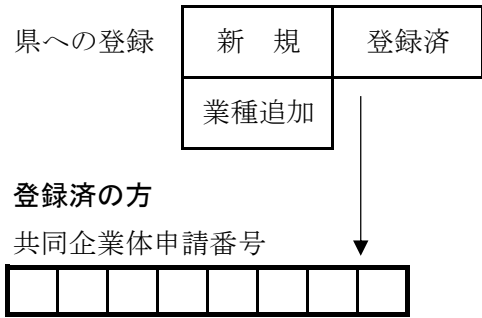
※点数に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。

入札参加資格審査申請書（経常建設共同企業体）

愛 知 県 知 事 殿
愛知県公営企業管理者企業庁長

令和 年 月 日

(ふりがな)		JV総職員数 (①+②+③)	各構成員の 総職員数
共同企業体の名称		【 人 】	
代表構成員	所在地	〒 <input style="width: 50px;" type="text"/>	
	商号又は名称 代表者職氏名		
	建設業許可番号	大臣・知事コード <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> 大臣知事許可 [般特 - <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/>] 第 <input style="width: 30px;" type="text"/> <input style="width: 30px;" type="text"/> <input style="width: 30px;" type="text"/> <input style="width: 30px;" type="text"/> 号	
第二構成員	所在地	〒 <input style="width: 50px;" type="text"/>	
	商号又は名称 代表者職氏名		
	建設業許可番号	大臣・知事コード <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> 大臣知事許可 [般特 - <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/>] 第 <input style="width: 30px;" type="text"/> <input style="width: 30px;" type="text"/> <input style="width: 30px;" type="text"/> <input style="width: 30px;" type="text"/> 号	
第三構成員	所在地	〒 <input style="width: 50px;" type="text"/>	
	商号又は名称 代表者職氏名		
	建設業許可番号	大臣・知事コード <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> 大臣知事許可 [般特 - <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/>] 第 <input style="width: 30px;" type="text"/> <input style="width: 30px;" type="text"/> <input style="width: 30px;" type="text"/> <input style="width: 30px;" type="text"/> 号	



令和6年度及び令和7年度に愛知県が発注する建設工事に係る競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。
 なお、申請者が地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

1 申請を希望する業種等

入札参加資格審査を希望する業種 (別表1参照)	土	建	と	電	管	鋼	舗	浚	塗	防	内	機	通	園	井	具	水	消	清	解						
備考(専門工事)	土	木	工	事	業	プ	と	び	・	土	工	事	業	標	防	視	反	鋸	法	遮	塗	装	工	事	業	路

(注) 1 希望する業種は、各構成員が共通して令和6・7年度の愛知県の建設工事入札参加資格を有している業種のうち、希望する業種の略号(別表1参照)を○で囲んでください。
 2 備考欄については、土木事業、とび・土工事業及び塗装工事業を希望された方のうち、別表2に掲げる工事内容を希望される方は、その略号を○で囲んでください。

(別表1)

資格審査を希望する業種の略号

土	土木工事業	内	内装仕上工事業
建	建築工事業	機	機械器具設置工事業
と	とび・土工工事業	通	電気通信工事業
電	電気工事業	園	造園工事業
管	管工事業	井	さく井工事業
鋼	鋼構造物工事業	具	建具工事業
舗	舗装工事業	水	水道施設工事業
浚	しゅんせつ工事業	消	消防施設工事業
塗	塗装工事業	清	清掃施設工事業
防	防水工事業	解	解体工事業

(別表2)

土木、とび・土工及び塗装工事業における専門工事の略号

業 種	工 事 内 容	略号
土木工事業	プレストレストコンクリート構造物（P C）	プ
とび・土工工事業	道路標識	標
	防護柵	防
	視線誘導標	視
	反射鏡	反
	道路鋳	鋳
	法面保護	法
	遮音壁	遮
塗装工事業	路面標示	路

(提出書類)

NO.	書 類 名	摘 要
①	入札参加資格審査申請書	様式第1号
②	委任状	共同企業体の代表者に対し、その他の構成員が入札、見積り及び契約締結等に関する権限を委任したもの
③	経常建設共同企業体協定書の写し	協定期間が入札参加資格審査申請日以前から令和8年5月31日以降までであるもの
④	各構成員の総合評定値通知書の写し	建設業法第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査を受け、同法第27条の29第1項の規定に基づく総合評定値の記載のある通知書（申請日の直前に受けたものであり、かつ申請日からさかのぼって1年7か月以内の日を審査基準日とするもの。）。
⑤	各構成員の建設業許可通知書の写し	申請業種について、建設業許可を有してからの営業年数が経常建設共同企業体の入札参加資格審査申請日まで継続して5年以上あること（最新の建設業許可通知書と前回の建設業許可通知書が必要です。）。
⑥	あいち電子調達共同システム（CALS/E C）の審査（格付）結果照会の画面を印刷したもの	令和6・7年度の入札参加資格に関するもの
⑦	総合点数の算定に必要な書類の写し	①入札参加資格審査申請時において、各構成員が名古屋保護観察所において協力雇用主としての登録を受け、同一の保護観察対象者等を継続して3か月以上雇用していることを名古屋保護観察所長が証明した書類（証明書の様式：愛知県労働局就業促進課ウェブページに掲載の「保護観察対象者等の雇用に関する証明書」） ②入札参加資格審査申請時において、各構成員が次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定（くるみん認定又はトライくるみん認定）若しくは同法第15条の2の規定による認定（プラチナくるみん認定）を受けていること又は常時雇用する労働者の数が100人以下の者で同法第12条第4項の規定による届出をしていることが確認できる書類（すべての構成員がいずれかに該当する場合に提出して下さい。） ③入札参加資格審査申請時において、各構成員が建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者登録していることが確認できる書類（当該システムログイン後のトップメニューの画面印刷）
⑧	入札参加資格審査申請書受付整理票	申請内容について、説明できる方の連絡先を記載すること。
⑨	切手	結果通知を送付するため、25g以内の定形郵便物を送付できる切手を提出してください。

(注) 上記の提出書類で、「申請者の要件」を確認することができない場合は、確認できる書類を提出してください。

また、申請書控え（副本）の返却を希望する場合は、上記の提出書類に加えて、切手を貼付した返信用の封筒を提出してください。

2 国家資格技術職員数

検 定 種 目	級別 種別	人 数			検 定 種 目	級別 種別	人 数		
		代表構成員	第二構成員	第三構成員			代表構成員	第二構成員	第三構成員
建設機械施工管理技士	1級				技術士(技術士法による資格)				
	2級					電 気 工 事 士			
土木施工管理技士	1級				電 気 主 任 技 術 者				
	2級					電 気 通 信 主 任 技 術 者			
建築施工管理技士	1級				消 防 設 備 士				
	2級					給水装置工事主任技術者			
電気工事施工管理技士	1級				地すべり防止工事試験				
	2級					基礎ぐい工事試験			
管工事施工管理技士	1級				建 築 設 備 士				
	2級					計 装 試 験			
造園施工管理技士	1級				解 体 工 事 試 験				
	2級					国 土 交 通 大 臣 認 定 者			
建 築 士	一級				合 計				
	二級					実 人 員			

3 監理技術者資格者証所持者数

業 種	人 数		
	代表構成員	第二構成員	第三構成員
土 木			
建 築			
管			
鋼 構 造			
舗 装			
電 気			
造 園			
そ の 他			
合 計			
実 人 員			

(注) 1 国家資格技術職員数及び監理技術者資格者証所持者数の人数は、構成員ごとの人数を記入し、1人で複数の資格を持つ方については、該当する資格の欄のすべてに記入してください。
2 申請時における状況を記入してください。

4 愛知県との指名・契約実績 (申請日から遡って2年前から申請日現在までの経常建設共同企業体としての愛知県との実績を記入してください。)

指名		有：1
契約		無：2

(注) 愛知県から指名通知を受けた実績とは、以下のいずれかの場合をいいます。

- ・指名通知、見積通知を受けた実績
- ・事前審査方式一般競争入札において、参加資格有りとして認められた実績
- ・事後審査方式一般競争入札で落札者となった実績 (落札者以外の方は、指名通知を受けた実績とは認められません。)

5 共同企業体構成員の状況

① 建設業労働災害防止協会		④ 自動車エコ事業所の認定		⑨ あいちっこ家庭教育応援企業への賛同	
② 建設業退職金共済制度		⑤ 障害者の雇用義務の達成		⑩ くるみん認定 (トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定を含む)	
③ 県との公共土木施設防災安全協定の締結状況	ア 巡視業務及び災害応急工事の実施体制	⑥ 協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用		⑪ 愛知県休み方改革マイスター企業の認定	
	イ 緊急維持修繕工事の実施体制	⑦ 障害者就労施設等からの調達実績		⑫ エコモビリティライフの推進	
	ウ 道路雪氷対策業務の実施体制	⑧ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録		⑬ 健康づくりの推進	
				⑭ 建設キャリアアップシステムの登録	

(注) 共同企業体すべての構成員が該当している場合は1を、1構成員でも該当しない場合は2を記入してください。

(①及び②は加入状況、それ以外は該当項目の認定、登録等の有無となります。)

6 各構成員の元請工事实績

	発注者	業種 (略号)	工事名	工事場所 (都道府県名)	請負代金額 (千円)	着手・完成(完成予定)年月
代表構成員						年 月 ~ 年 月
						年 月 ~ 年 月
						年 月 ~ 年 月
						年 月 ~ 年 月
						年 月 ~ 年 月
						年 月 ~ 年 月
						年 月 ~ 年 月
第二構成員						年 月 ~ 年 月
						年 月 ~ 年 月
						年 月 ~ 年 月
						年 月 ~ 年 月
						年 月 ~ 年 月
						年 月 ~ 年 月
						年 月 ~ 年 月
第三構成員						年 月 ~ 年 月
						年 月 ~ 年 月
						年 月 ~ 年 月
						年 月 ~ 年 月
						年 月 ~ 年 月
						年 月 ~ 年 月
						年 月 ~ 年 月

- (注) 1 申請日から遡って2年前から申請日現在までに各構成員それぞれが元請として契約した主な実績を記載してください。
 なお、愛知県と契約した実績がある場合は優先的に記載してください。
 2 申請する業種に対応する元請工事を構成員ごとに必ず1件は記載してください。
 3 請負代金額については、消費税込みの金額となります。

経常建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇建設共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、その存続期間は令和〇〇年〇月〇〇日までとする。ただし、存続期間を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の（共同企業体名義の）別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名しうる正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認を得て残存構成員の中から新たな代表者を選定できるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、発注者に引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇〇〇建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名し、各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○
〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○

委 任 状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

愛 知 県 知 事
殿

愛知県公営企業管理者企業庁長

委任者
住 所
商号又は名称
代 表 者

私は愛知県における令和6年度及び令和7年度の〇〇建設共同企業体の入札参加に際しては、下記の者を代理人と定め、入札、見積及び契約締結等に関する一切の権限を委任します。

記

受任者
住 所
商号又は名称
代 表 者

〇〇建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- | | | | |
|---|-------|----------|-----|
| 1 | 工事の名称 | 〇〇〇〇〇〇工事 | |
| 2 | 出資の割合 | 〇〇建設株式会社 | 〇〇% |
| | | 〇〇建設株式会社 | 〇〇% |

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名して各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇建設共同企業体
代表者 〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○
〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○

令和6年度及び令和7年度

入札参加資格審査申請書受付整理票

〔経常建設共同企業体〕

◇太枠内を記入してください。

共同企業体の名称			
商号又は名称			
担当部署名又は 代 行 事 務 所 名			
担 当 者 名			
電 話 番 号 (代表又は直通)	—	—	
内 線 (電話番号が代表の場合に記入)			
F A X 番 号	—	—	

申請業種	等 級			受 付 番 号 欄
	代表構成員	第二構成員	第三構成員	
				受 付 印 押 印 欄

- (注) 1 商号又は名称、担当部署及び担当者名並びに電話番号及び内線は、書類の内容について説明できる方の連絡先を記入してください。
- 2 等級は、令和6・7年度における単体の入札参加資格に関するものを記入してください。また、等級のない業種については、記入する必要はありません。

変 更 等 届

愛 知 県 知 事

愛知県公営企業管理者企業庁長 殿

令和 年 月 日

共同企業体名

代 表 構 成 員	所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名	
第 二 構 成 員	所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名	
第 三 構 成 員	所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名	

令和6年度及び令和7年度経常建設共同企業体入札参加資格審査申請中、下記事項に変更がありましたので、お届けします。

記

(受付番号)

届 出 事 項	届 出 前	届 出 後	原 因 年 月 日

(注) 受付番号の欄は、行政庁記入欄に記載されている番号を記入してください。
用紙の大きさはA4判とし、縦長に使用してください。

入札参加資格審査申請書（経常建設共同企業体）

愛知県知事殿
愛知県公営企業管理者企業庁長

令和〇年〇月〇日

「(企)」は使わないこと。

各構成員が全く同一の企業体で平成10～令和5年度において愛知県に入札参加資格審査申請をしている場合は登録済を、初めて申請する場合は新規を、業種追加の場合は業種追加を○で囲んでください。

県への登録

新規	<input checked="" type="radio"/>
業種追加	<input type="radio"/>

登録済の方

共同企業体申請番号

6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

各構成員が共通して入札参加資格を有する業種のうち資格審査を希望する業種を○で囲んでください。

(ふりがな) あいち おわり みかわ		JV総職員数 (①+②+③) 【 250 人 】	各構成員の 総職員数
共同企業体の名称 愛知・尾張・三河 経常建設共同企業体			
代表構成員	所在地 〒4608501 名古屋市中区三の丸3-1-2 商号又は名称 愛知土木工業(株) 代表取締役 愛知 花子 建設業許可番号 大臣・知事コード 00 大臣知事 許可 [般特 - 30] 第 00000000 号	①	108
第二構成員	所在地 〒4600001 名古屋市中区三の丸2-6-1 商号又は名称 尾張建設工業(株) 代表取締役 尾張 太郎 建設業許可番号 大臣・知事コード 23 大臣知事 許可 [般特 - 2] 第 00000000 号	②	92
第三構成員	所在地 〒4600001 名古屋市中区三の丸3-2-1 商号又は名称 (有)三河土木 代表取締役 三河 次郎 建設業許可番号 大臣・知事コード 23 大臣知事 許可 [般特 - 3] 第 00000000 号	③	50

令和6年度及び令和7年度に愛知県が発注する建設工事に係る競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。
なお、申請者が地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

1 申請を希望する業種等

入札参加資格審査を希望する業種 (別表1参照)	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
----------------------------	----------------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

備考(専門工事)	土木 工事業	プ	とび・土工 工事業	標	防	視	反	鋸	<input checked="" type="radio"/>	遮	塗	装	工	路
----------	-----------	---	--------------	---	---	---	---	---	----------------------------------	---	---	---	---	---

(注) 1 希望する業種は、各構成員が共通して令和6・7年度の愛知県の建設工事入札参加資格を有している業種のうち、希望する業種の略号(別表1参照)を○で囲んでください。
2 備考欄については、土木工事業、とび・土工工事業及び塗装工事業を希望された方のうち、別表2に掲げる工事内容を希望される方は、その略号を○で囲んでください。

(別表1)

資格審査を希望する業種の略号

土	土木工事業	内	内装仕上工事業
建	建築工事業	機	機械器具設置工事業
と	とび・土工工事業	通	電気通信工事業
電	電気工事業	園	造園工事業
管	管工事業	井	さく井工事業
鋼	鋼構造物工事業	具	建具工事業
舗	舗装工事業	水	水道施設工事業
浚	しゅんせつ工事業	消	消防施設工事業
塗	塗装工事業	清	清掃施設工事業
防	防水工事業	解	解体工事業

(別表2)

土木、とび・土工及び塗装工事業における専門工事の略号

業 種	工 事 内 容	略号
土木工事業	プレストレストコンクリート構造物（P C）	プ
とび・土工工事業	道路標識	標
	防護柵	防
	視線誘導標	視
	反射鏡	反
	道路鋳	鋳
	法面保護	法
	遮音壁	遮
塗装工事業	路面標示	路

(提出書類)

確認を忘れずに！！

NO.	書 類 名	摘 要
①	入札参加資格審査申請書	様式第1号
②	委任状	共同企業体の代表者に対し、その他の構成員が入札、見積り及び契約締結等に関する権限を委任したもの
③	経常建設共同企業体協定書の写し	協定期間が入札参加資格審査申請日以前から令和8年5月31日以降までであるもの
④	各構成員の総合評定値通知書の写し	建設業法第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査を受け、同法第27条の29第1項の規定に基づく総合評定値の記載のある通知書（申請日の直前に受けたものであり、かつ申請日からさかのぼって1年7か月以内の日を審査基準日とするもの）。
⑤	各構成員の建設業許可通知書の写し	申請業種について、建設業許可を有してからの営業年数が経常建設共同企業体の入札参加資格審査申請日まで継続して5年以上あること（最新の建設業許可通知書と前回の建設業許可通知書が必要）。
⑥	あいち電子調達共同システム（CALS/E C）の審査（格付）結果照会の画面を印刷したもの	令和6・7年度の入札参加資格に関するもの
⑦	総合点数の算定に必要な書類の写し	①入札参加資格審査申請時において、各構成員が名古屋保護観察所において協力雇用主としての登録を受け、同一の保護観察対象者等を継続して3か月以上雇用していることを名古屋保護観察所長が証明した書類（証明書の様式：愛知県労働局就業促進課ウェブページに掲載の「保護観察対象者等の雇用に関する証明書」） ②入札参加資格審査申請時において、各構成員が次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定（くるみん認定又はトライくるみん認定）若しくは同法第15条の2の規定による認定（プラチナくるみん認定）を受けていること又は常時雇用する労働者の数が100人以下の者で同法第12条第4項の規定による届出をしていることが確認できる書類（すべての構成員がいずれかに該当する場合に提出して下さい。） ③入札参加資格審査申請時において、各構成員が建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者登録していることが確認できる書類（当該システムログイン後のトップメニューの画面印刷）
⑧	入札参加資格審査申請書受付整理票	申請内容について、説明できる方の連絡先を記載すること。
⑨	切手	結果通知を送付するため、25g以内の定形郵便物を送付できる切手を提出してください。

(注) 上記の提出書類で、「申請者の要件」を確認することができない場合は、確認できる書類を提出してください。

また、申請書控え（副本）の返却を希望する場合は、上記の提出書類に加えて、切手を貼付した返信用の封筒を提出してください。

2 国家資格技術職員数

検 定 種 目	級別	人 数			検 定 種 目	級別	人 数		
		種別	代表構成員	第二構成員			第三構成員	種別	代表構成員
建設機械施工管理技士	1級				技術士(技術士法による資格)				
	2級				技 能 士				
土木施工管理技士	1級	12	9	5	電 気 工 事 士				
	2級	25	16	10	電 気 主 任 技 術 者				
建築施工管理技士	1級				電 気 通 信 主 任 技 術 者				
	2級				消 防 設 備 士	5	4	4	
電気工事施工管理技士	1級				給水装置工事主任技術者				
	2級				地すべり防止工事試験				
管工事施工管理技士	1級				基礎ぐい工事試験				
	2級				建 築 設 備 士				
造園施工管理技士	1級				計 装 試 験				
	2級				解 体 工 事 試 験				
建 築 士	一級				国 土 交 通 大 臣 認 定 者				
	二級				合 計	42	29	19	
					実 人 員	40	29	12	

**申請業種に
対応する技
術者の数が
記入されて
いること**

必ず記入があること

3 監理技術者資格者証所持者数

業 種	人 数		
	代表構成員	第二構成員	第三構成員
土 木	5	4	4
建 築			
管			
鋼構造物			
舗 装			
電 気			
造 園			
そ の 他			
合 計	5	4	4
実 人 員	5	4	4

(注) 1 国家資格技術職員数及び監理技術者資格者証所持者数は、構成員ごとの人数を記入し、1人で複数の資格を持つ方については、該当する資格の欄のすべてに記入してください。
2 申請時における状況を記入してください。

4 愛知県との指名・契約実績 (申請日から遡って2年前から申請日現在までの経常建設共同企業体としての愛知県との実績を記入してください。)

指名	1	契約	1	有 : 1
				無 : 2

(注) 愛知県から指名通知を受けた実績とは、以下のいずれかの場合をいいます。

- ・指名通知、見積通知を受けた実績
- ・事前審査方式一般競争入札において、参加資格有りと認められた実績
- ・事後審査方式一般競争入札で落札者となった実績 (落札者以外の方は、指名通知を受けた実績とは認められません。)

**(注) 共同企業体のすべての構成員が、
該当している場合は1を、1構成員
でも該当しない場合は2を記入して
ください。**

5 共同企業体構成員の状況

① 建設業労働災害防止協会	1	④ 自動車エコ事業所の認定		⑨ あいちっこ家庭教育応援企業への賛同	
② 建設業退職金共済制度	1	⑤ 障害者の雇用義務の達成		⑩ くるみん認定 (トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定を含む)	
③ 県との公共土木施設防災安全協定の締結状況		⑥ 協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用		⑪ 愛知県休み方改革マイスター企業の認定	
ア 巡視業務及び災害応急工事の実施体制	2	⑦ 障害者就労施設等からの調達実績		⑫ エコモビリティライフの推進	
イ 緊急維持修繕工事の実施体制	2	⑧ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録		⑬ 健康づくりの推進	
ウ 道路雪氷対策業務の実施体制	2			⑭ 建設キャリアアップシステムの登録	

(注) 共同企業体すべての構成員が該当している場合は1を、1構成員でも該当しない場合は2を記入してください。

(①及び②は加入状況、それ以外は該当項目の認定、登録等の有無となります。)

6 各構成員の元請工事実績

	発注者	業種 (略号)	工事名	工事場所 (都道府県名)	請負代金額 (千円)	着手・完成(完成予定)年月
代表構成員	尾張建設事務所	土	県道〇〇線道路改築工事	愛知県	63,000	3年5月～4年2月
		と	道路災害防止工事	愛知県	47,250	3年4月～3年12月
		舗				年 月 ～ 年 月
						年 月 ～ 年 月
						年 月 ～ 年 月
						年 月 ～ 年 月
						年 月 ～ 年 月
第二構成員	知多建設事務所	土				年 月
		と				年 月
		舗				年 月
						年 月
						年 月 ～ 年 月
						年 月 ～ 年 月
						年 月 ～ 年 月
第三構成員	東三河建設事務所	土				年 月 ～ 年 月
		と				年 月 ～ 年 月
		舗				年 月 ～ 年 月
						年 月 ～ 年 月
						年 月 ～ 年 月
						年 月 ～ 年 月
						年 月 ～ 年 月

申請する業種に対応する元請工事実績を構成員ごとに必ず1件は記載すること

- (注) 1 申請日から遡って2年前から申請日現在までに各構成員それぞれが元請として契約した主な実績を記載してください。
 なお、愛知県と契約した実績がある場合は優先的に記載してください。
 2 申請する業種に対応する元請工事を構成員ごとに必ず1件は記載してください。
 3 請負代金額については、消費税込みの金額となります。